

重要事項説明書別紙料金表 〈介護予防訪問看護〉

適用される地域区分	その他
地域単価	(10.00円)

介護予防訪問看護の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

1 介護予防訪問看護 利用料金 (1回につき)

保健師・看護師が行った場合				
時間帯	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
通 常 午前8時～午後6時	3,030円	4,510円	7,940円	10,900円
夜間加算 午後6時～午後10時	3,790円	5,640円	9,930円	13,630円
早朝加算 午前6時～午前8時	3,790円	5,640円	9,930円	13,630円
深夜加算 午後10時～午前6時	4,550円	6,770円	11,910円	16,350円

理学療法士等が行った場合				
時間帯	通 常 午前8時～午後6時	夜間加算 午後6時～午後10時	早朝加算 午前6時～午前8時	深夜加算 午後10時～午前6時
20分以上	2,840円	3,550円	3,550円	4,260円

- (1) 20分未満の介護予防訪問看護は、週に1回以上、20分以上を行った場合に算定することができます。
- (2) 20分未満の介護予防訪問看護は、介護予防訪問看護事業所が24時間訪問看護を行える体制の場合に算定することができます。
- (3) 准看護師が介護予防訪問看護を行った場合は、上記の「保健師・看護師が行った場合」の金額の90%の額が利用料金となります。
- (4) 理学療法士等が1日に2回を超えて介護予防訪問看護を実施する場合は上記の「理学療法士等が行った場合」の金額の50%の額が利用料金となります。
- (5) 業務継続計画未実施減算は、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となります。
- (6) 高齢者虐待防止措置未実施減算は、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となります。

2 加算・減算項目

加算・減算項目					
通常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯にサービスを提供する場合（次の割合でサービス利用料金に割増料金が加算されます。）			早朝（午前6時～午前8時）/25％		
			夜間（午後6時～午後10時）/25％		
			深夜（午後10時～午前6時）/50％		
1時間30分以上の介護予防訪問看護（理学療法士等を除く）を行う場合			3,000円	／回	－
サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）		60円	／回	非該当
	（Ⅱ）		30円	／回	該当
緊急時介護予防訪問看護加算	（Ⅰ）		6,000円	／月	該当
	（Ⅱ）		5,740円	／月	非該当
特別管理加算	（Ⅰ）		5,000円	／月	該当
	（Ⅱ）		2,500円	／月	該当
複数名訪問加算	（Ⅰ）	30分未満	2,540円	／回	－
		30分以上	4,020円	／回	－
	（Ⅱ）	30分未満	2,010円	／回	－
		30分以上	3,170円	／回	－
初回加算	（Ⅰ）		3,500円	／回	－
	（Ⅱ）		3,000円	／回	－
看護体制強化加算			1,000円	／回	非該当
退院時共同指導加算			6,000円	／回	－
専門管理加算			2,500円	／月	非該当
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5％	／回	－
特別地域加算			所定単位数×15％	／回	非該当
開始から12月を越えて理学療法士等が訪問した場合			-50円	／回	－
同一建物減算（同一・隣接敷地およびそれ以外の建物で月20人以上居住の場合）			所定単位数×90％	／回	－
同一建物減算（同一・隣接敷地で月51人以上居住の場合）			所定単位数×85％	／回	－
介護職員等処遇改善加算			1ヶ月の総単位数		該当
※月の総単位数での計算になりますので、変動があります			×1.8％	／月	

※上記の表にて「－」と表記された項目については、該当する加算および減算項目の要件を満たした際に、請求および減算させて頂く項目となります。

3 実費について

(一回につき)

実費項目	
通常の事業の実施地区を越えて行う交通費（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき20円 （税込）
通常の事業の実施地区を越えて行う交通費（公共交通機関）	実費
実施記録の複写物交付	A4・A3用紙 一枚10円（税込）
死後の処置料	15,000円（税込）

- (1)従業者が介護予防訪問看護を提供するため、ご利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の実施地域内にお住まいのご利用者または、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に該当するご利用者につきましては、無料となります。
- (2)重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の実施地域外にお住まいのご利用者につきましては、株式会社寶船に対して前項に定める交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は、通常の実施地域を越えた時点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費または自動車使用時の経費〔20円/km〕（税込）等となります。
- (3)サービス実施記録の交付をご希望される場合は、コピー代金として、A4・A3用紙一枚につき10円（税込）をお支払い頂きます。
- (4)ご遺族のご希望により、死後の処置を行った場合に、お支払い頂きます。

4 その他の留意事項

- (1)介護予防訪問看護を提供する際に使用する、水道光熱費・ティッシュ・タオルなどの日常生活費はご利用者の負担となります。
- (2)ゴミの破棄に関しては、ご利用者の負担となります。なお、医療廃棄物に関しては回収させて頂く事は可能となります。
- (3)法定代理受領の場合は、前途の金額に対し、負担割合証に記載された割合の額（但し、経過措置・利用者負担の減免・公費負担がある場合などはその負担金額による）が自己負担金となります。
- (4)介護保険適用分の自己負担額の計算方法は以下の通りです。
- ①一ヶ月に利用したサービスの合計単位数×10円（介護給付費1単位に対する地域別単位）

= ア（1円未満切捨）・介護報酬

②ア×（1－負担割合証に記載された負担割合）＝ イ（1円未満切捨）・保険給付

③ア－イ＝ 自己負担額
- (5)精神科訪問看護指示書に基づき精神科訪問看護を受けている期間については訪問看護費は算定されません。

- (6)介護予防訪問看護の利用について、介護保険給付対象の場合には、非課税となります。
- (7)ご利用者が保険料の滞納等により給付制限を受け、株式会社寶船が法定代理受領をすることが出来ない場合または、ご利用者が介護認定を受けていない場合・居宅サービス計画が作成されていない場合には、利用料金全額をお支払い頂きます。この場合には、ご利用者は後日サービス提供証明書および領収書をご利用者の住所のある市区町村の窓口に提示すると、訪問看護の利用料金全額または自己負担額を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

5 支払い方法および重要事項

利用料金	厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の1割（一定の所得のある方は負担割合証に記載された割合の額）がご利用者の負担する料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。 ※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なる事もあります。
利用料金のお支払い方法	銀行口座からの自動引落もしくは、振込にてお支払い頂きます。振込の場合は手数料は負担となります。 ※翌月10日前後までに請求書を送付し、翌月18日前後までに事業者を支払うものとします。
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際には、すみやかに事業所までご連絡ください。 サービス利用日の前日正午を過ぎてキャンセルされた場合、サービス提供の予定時間30分未満ごとに450円（不課税）が、キャンセル料としてかかりますのでご注意ください。 ※緊急な入院などの特段の事情については、キャンセル料は頂きません。 ※「2定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携する場合（ひと月につき）」でのご利用の場合は、キャンセル料は頂きません。